

## 景観形成基準

### まちのゾーン（京町温泉地区、えびのIC周辺、飯野市街地）

項目		景観形成基準
建築物・ 工作物	配置・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の景観を特徴づける山地や河川、歴史資源等への眺望を阻害しない高さ・配置となるように努める。</li> <li>太陽光発電施設を設置する場合は、周辺の景観との調和に配慮するとともに、道路や観光施設などの公共の場所から目立たないように配置等を工夫する。</li> </ul>
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>背景となる豊かな自然環境に配慮し、外壁に自然素材を使用するなど、周辺の景観に調和するよう努める。</li> <li>周辺の建築物を大きく超えるような大規模な壁面を避け、周辺の景観に与える影響を軽減するよう配慮する。</li> </ul>
	屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路等の公共の場所から容易に目にするのできる位置には設置しないよう努める。困難な場合は、建築物本体と一体化し、同調して目立たないように工夫する。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の自然環境や街並みと調和するよう、基調色に奇抜な色彩の使用は避け、以下に示す色彩基準に適合したものとする。</li> </ul> <p><b>【色彩基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外観の基調色（屋根や壁面等で主に用いられる色彩）は、マンセル値で以下の数値内とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>■彩度：R・YR・Y系は6以下、それ以外の色相は4以下</li> <li>■明度：規定なし</li> </ul> </li> <li>アクセント色（基調色以外の色）の使用はそれぞれの壁面の見付面積の1/5を超えないものとする。</li> </ul>
	外構・緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路等の公共の場所から見える敷地においては、周辺の山林等の自然や背景となる山地景観と調和する外観となるよう、緑化に努める。</li> <li>駐車場は、閑散とした印象とならないよう敷地内の緑化や舗装等による修景に努める。</li> </ul>
開発行為、土地の開墾及び その他土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地の造成を行う際は、地形をいかし、地形の改変が最小限となるよう努める。</li> <li>樹木の伐採は極力抑え、所々に現況の緑を残すよう配慮する。</li> <li>造成後の敷地、擁壁等においては、可能な限り緑化を行う。</li> </ul>	
屋外における物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>可能な限り、道路等の公共の場所から堆積物が目立たないように配置とするよう努める。</li> <li>堆積の高さは必要最小限に抑え、植栽や塀による遮蔽を行う等配慮する。</li> </ul>	
特定照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>住居系市街地や工業系市街地では、周辺の生活環境に配慮し、過度の明るさや動きのある照明は使用しない。</li> <li>商業系市街地では、過度に明るい照明の使用は避け、魅力ある夜間景観の創出につながるよう配慮する。</li> </ul>	